

薬物乱用対策推進地方本部全国会議配布資料

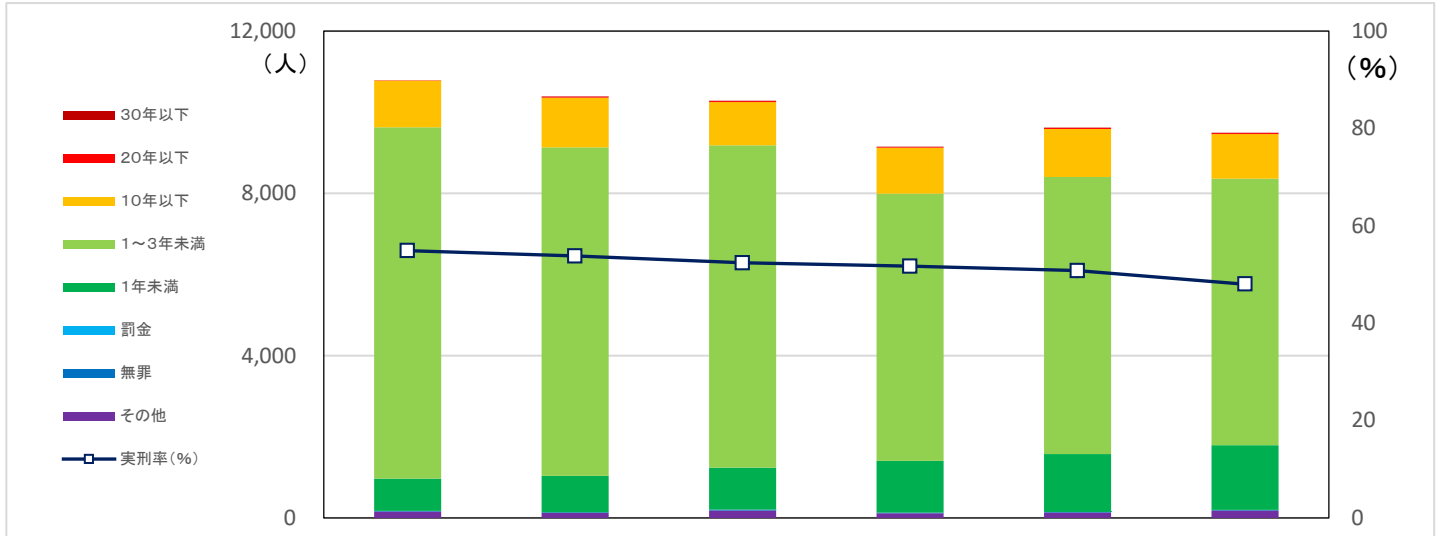
法務省

目 次

- 資料 1 薬物事犯の第一審裁判結果の推移
- 資料 2 薬物依存離脱指導概要
- 資料 3 刑事施設における薬物依存離脱指導
- 資料 4 少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）
- 資料 5 薬物再乱用防止プログラム
- 資料 6 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要
- 資料 7 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）
- 資料 8 再犯防止推進計画概要版
- 資料 9 地方における再犯防止の取組の展開・推進について

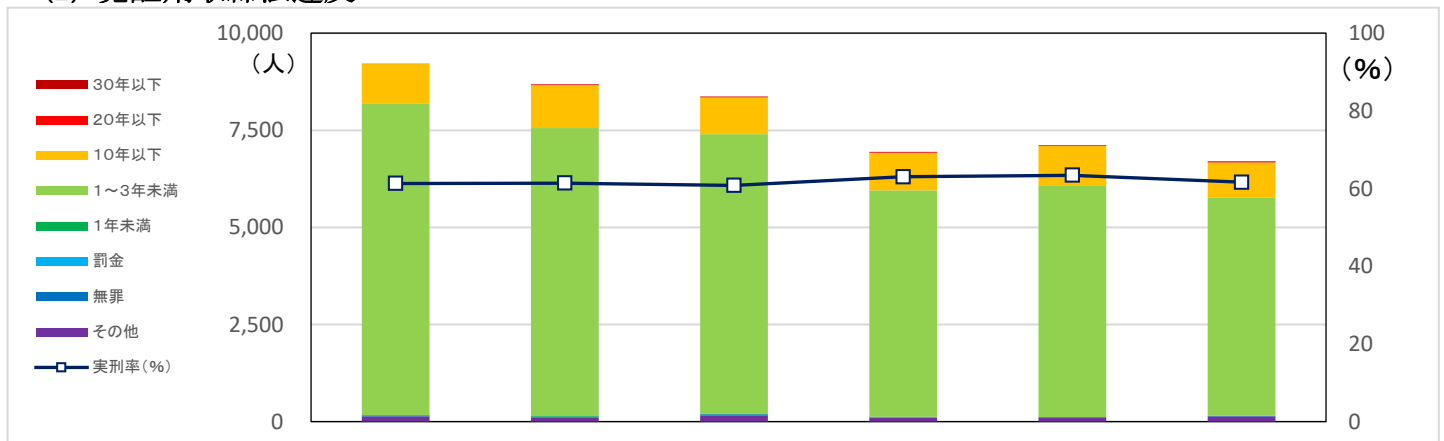
薬物事犯の第一審裁判結果の推移

(1) 薬物5法（全体）



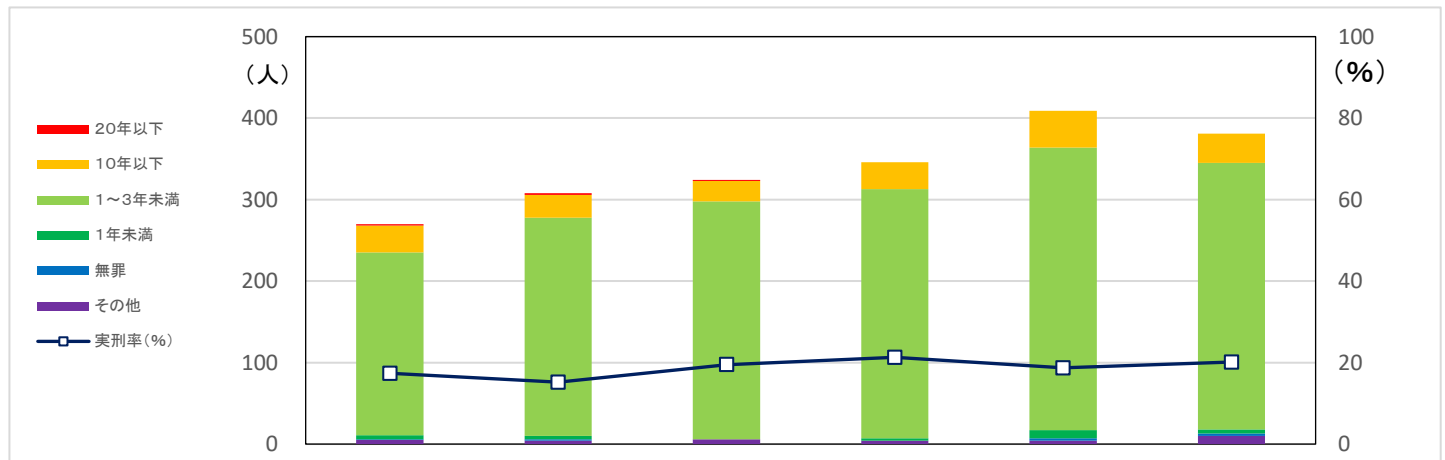
年次	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	798	899	1,035	1,279	1,431	1,595
1～3年未満	8,659	8,098	7,947	6,582	6,831	6,568
10年以下	1,146	1,226	1,066	1,137	1,182	1,103
20年以下	13	24	22	16	26	27
30年以下	0	3	2	3	2	3
無期	0	0	0	0	1	1
合計	10,616	10,250	10,072	9,017	9,473	9,297
実刑率(%)	54.9	53.8	52.4	51.7	50.8	48.0
罰金	0	0	0	0	1	0
無罪	16	18	19	15	11	15
その他	158	121	184	114	133	182

(2) 覚醒剤取締法違反



年次	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	22	21	11	13	5	9
1～3年未満	8,004	7,416	7,205	5,830	5,944	5,603
10年以下	1,026	1,102	943	966	1,024	917
20年以下	9	17	18	12	24	26
30年以下	0	2	2	3	2	3
無期	0	0	0	0	1	1
合計	9,061	8,558	8,179	6,824	7,000	6,559
実刑率(%)	61.3	61.4	60.8	63.0	63.4	61.6
罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	14	15	18	13	8	11
その他	139	109	166	99	108	135

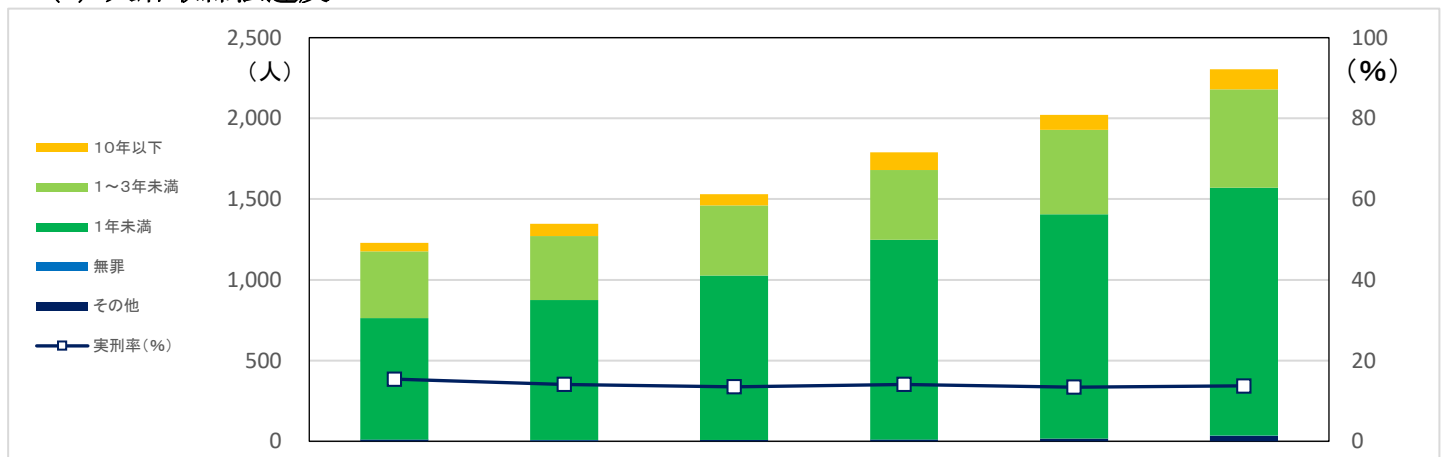
(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反



年次 刑 期	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	5	4	0	3	10	5
1~3年未満	224	268	292	306	347	327
10年以下	33	28	25	33	45	36
20年以下	2	2	1	0	0	0
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	264	302	318	342	402	368
実 刑 率 (%)	17.4	15.2	19.5	21.3	18.7	20.1

罰金	0	0	0	0	1	0
無罪	1	2	0	0	3	3
その他	5	4	6	4	4	10

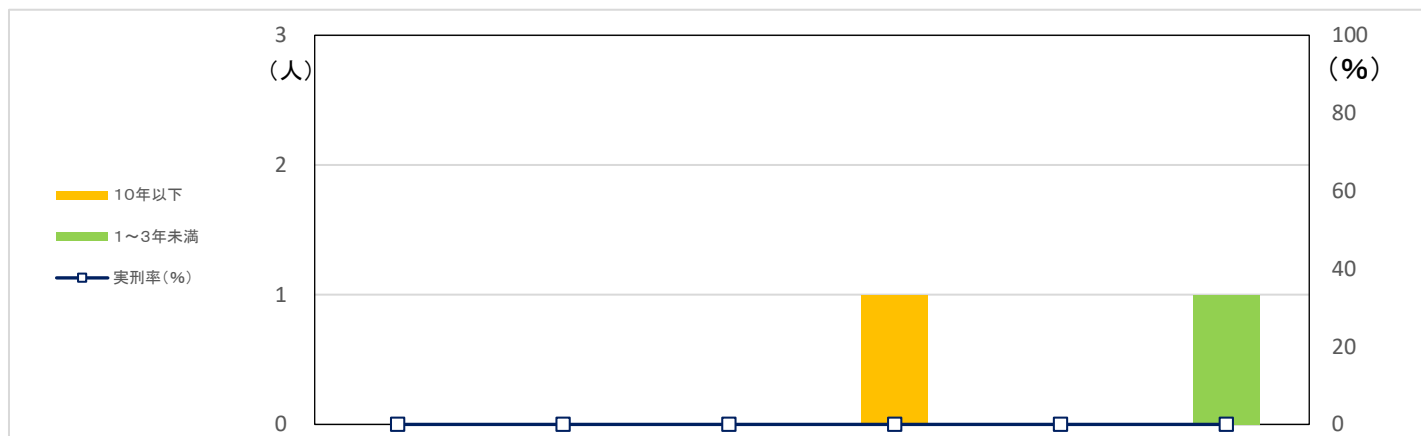
(4) 大麻取締法違反



年次 刑 期	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	753	866	1,017	1,236	1,389	1,536
1~3年未満	412	398	435	433	522	609
10年以下	52	76	70	109	93	125
20年以下	0	0	0	0	0	0
30年以下	0	0	0	0	0	0
無 期	0	0	0	0	0	0
合 計	1,217	1,340	1,522	1,778	2,004	2,270
実 刑 率 (%)	15.4	14.1	13.5	14.1	13.4	13.7

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	1	1	1	1	0	1
その他	10	7	8	10	17	34

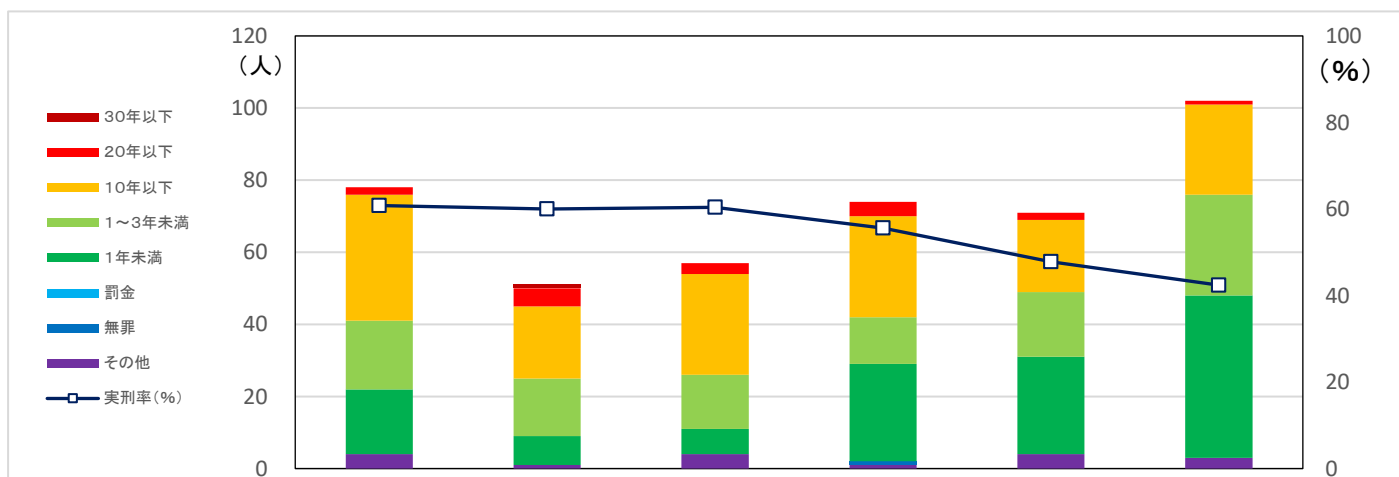
(5) あへん法違反



年次 \ 刑期	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	0	0	0	0	0	0
1~3年未満	0	0	0	0	0	1
10年以下	0	0	0	1	0	0
20年以下	0	0	0	0	0	0
30年以下	0	0	0	0	0	0
無期	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	0	1
実刑率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0

(6) 麻薬特例法違反



年次 \ 刑期	28年	29年	30年	31・元年	2年	3年
1年未満	18	8	7	27	27	45
1~3年未満	19	16	15	13	18	28
10年以下	35	20	28	28	20	25
20年以下	2	5	3	4	2	1
30年以下	0	1	0	0	0	0
無期	0	0	0	0	0	0
合計	74	50	53	72	67	99
実刑率 (%)	60.8	60.0	60.4	55.6	47.8	42.4

罰金	0	0	0	0	0	0
無罪	0	0	0	1	0	0
その他	4	1	4	1	4	3

(注) 1 司法統計年報による (令和3年は速報値)。
 2 実刑率 = (懲役人員 - 全部執行猶予人員) / 懲役人員である。
 ※懲役人員には、一部執行猶予人員が含まれる。

薬物依存離脱指導



地域社会とともに
開かれた矯正へ

■ 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接 等
- 実施頻度等 1 単元 60～90 分 全 2～12 単元 標準実施期間：1～6 か月※
※ 薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせ実施。

カリキュラム

	項目	指導内容	項目	指導内容
必修	はじめに	プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	引き金に注意	薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	いかりの網	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。
選択	項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。		退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。
			社会内のサポート・自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。
			仕事と回復	仕事と回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取るための大切さを認識させる。
			再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。
			まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。

ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元、標準実施期間：1～6か月

◎今後、効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせ実施

必修プログラム

DVD教材・ワークブック

専門プログラム

グループワーク（12回）

選択プログラム

グループワーク

民間自助団体によるミーティング

DVD等の補助教材の視聴

面接、個別指導等

◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
9,435	10,989	9,728	8,751	7,707	7,493

少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

★ 指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないこと

● 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者

● 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施

● 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

項目	指導内容	指導方法
①中核プログラム (共通)	薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導	・「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導
②周辺プログラム	主として背景要因に焦点を当てた指導	・対人スキル指導 ・家族問題指導 ・アサーションを中心とした対人トレーニング ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・個別面接指導
	主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導	・自律訓練法、呼吸法 ・アンガーマネジメント ・マインドフルネス ・リラクセーション
	主として生活設計に焦点を当てた指導	・個別面接指導 ・進路に関する集団指導 ・余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導 ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・民間自助グループによる講話
③フォローアップ指導	中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し）	・「J.MARPP」を用いた個別指導

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元
(1単元100分)

単元	指導科目
第1回	薬物をやめることに挑戦してみよう
第2回	依存と回復
第3回	引き金と欲求
第4回	あなたのまわりにある引き金について
第5回	あなたのなかにある引き金について
第6回	再発を防ぐために
第7回	再使用のいいわけ
第8回	薬物使用とアルコール
第9回	新しい生活のスケジュールを立ててみよう
第10回	「強くなるより賢くなれ1」
第11回	「強くなるより賢くなれ2」
第12回	回復のために 一信頼と正直さ

薬物再乱用防止プログラム

対象

- 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（**特別遵守事項で受講を義務付けて実施**）
- ※ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ※ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

教育課程：ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

：おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

- 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と锚
- 第4回 「再発」って何？
- 第5回 強くなるより賢くなる

ステップアッププログラム

：おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

- コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。

A アルコールの問題
B 自助グループを知る
C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

保護観察開始

保護観察終了

策定の背景

- ・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- ・そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

ガイドラインの概要

総論

基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等

各論

薬物依存者本人に対する支援

（刑事施設入所中の支援）

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等

（保護観察中の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。
- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。
- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。
- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に参加する。等

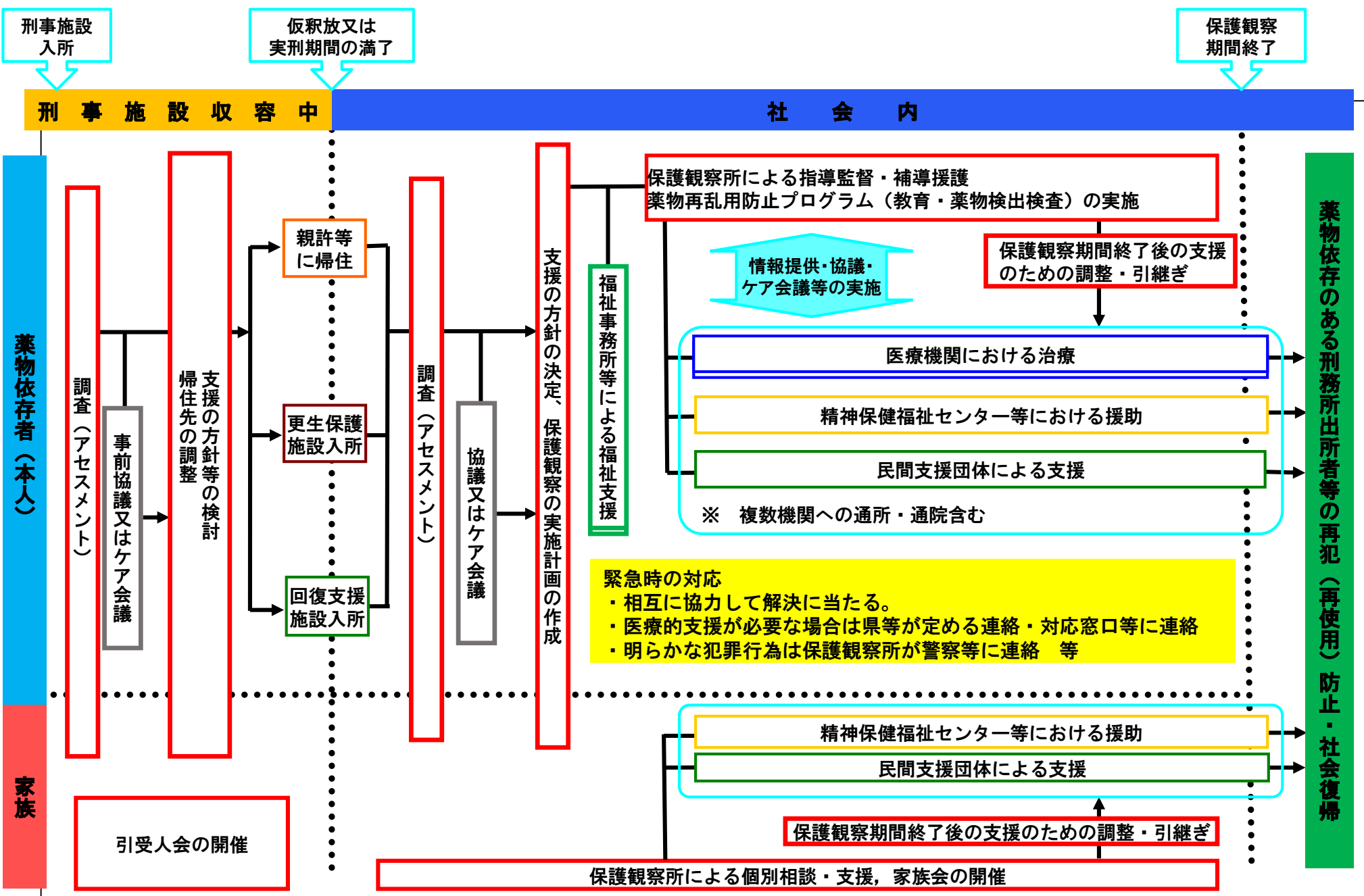
（保護観察終了後の支援）

- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等

家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）



再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

次期再犯防止推進計画の策定に向けて

令和4年4月
再犯防止推進計画等検討会

再犯防止推進計画等検討会は、法務大臣から委嘱を受け、令和5年4月からの次期再犯防止推進計画（以下「次期計画」という。）の案の策定に向けて、現行の再犯防止推進計画の下での取組結果の振り返りや、ヒアリングを通じて再犯防止に携わる関係機関や関係者による取組の現状を把握するなどしながら、検討を進めている。

今後、令和4年中を目処として次期計画の案を策定すべく、更に議論・検討を行うに当たり、現行の再犯防止推進計画の下での取組の結果やそれを通じて明らかになってきた課題を踏まえ、現時点で、次期計画における基本的な考えや、それを具体化するための重要な取組として考えられる事項について、取りまとめておくこととした。

記

1. 基本的な方向性

- 現行の再犯防止推進計画の下での取組の結果明らかになった課題を踏まえると、次期計画の策定に当たっては、
- 刑務所出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現すること
 - 「就労」や「住居」の確保のための支援をより一層強化することに加え、刑務所出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
 - 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること
- などを基本的な方向性とすることが考えられる。

2. 重要な取組として考えられる事項

(1) 個々の適性や社会の労働需要も踏まえた就労支援の充実強化

出所後の生活環境を見据えた施設内から社会内への一貫した就労指導・支援スキームの確立を通じ、就労支援を強化する。

適切な職業マッチングを実現するため、個々の対象者の職業適性や労働需要を踏まえ、矯正施設において障害の有無や程度の判断を適切に行える体制を整えた上で、**刑務作業及び職業訓練等を充実させ、コミュニケーション能力等の基礎的素養の向上も図るとともに、協力雇用主の職種の多様化を図る。**

協力雇用主への支援や更生保護就労支援事業の更なる充実強化を図るとともに、農福連携等の取組を進める。

(2) 対象者の特性に応じた住居の確保と支援の推進

犯罪をした者等の特性（性別、年齢、心身の状況、家庭環境等）に応じた居住先確保のため、生活環境の調整の充実を図るとともに、**帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方や委託費構造等の検討を通じ、その活動の更なる促進を図る。**

住居確保・見守り支援を強化するため、居住支援法人との継続的な連携の在り方を検討する。

(3) 社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談及び支援連携の拠点の確保

更生保護施設による訪問支援事業を早期に全国展開するなど、アウトリーチ型の支援を充実させる。

民間協力者の発掘、活動支援を通じ、多様な支援・相談先を確保するとともに、幅広い支援人材の参加を促し、**これらが有機的に連携した体制を確立するため、更生保護地域連携拠点を中心とした民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築する。**

こうした支援へのアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高める方策を検討するとともに、支援者への適切な情報提供（参考となる事例、個人情報等）の方策を検討する。

法務少年支援センターによる心理相談・心理支援や保護観察所による専門的支援等の地域援助を積極的に実施する。

(4) 持続可能な保護司制度の在り方の検討と保護司活動に対する支援

地域社会の変容に適応し、幅広い世代から多様な人材を確保するとともに、保護司がやりがいを持って活動できるよう、持続可能な保護司制度を構築するための在り方（待遇や環境、年齢条件、職務範囲等）を検討する。

保護司活動にデジタル技術を取り入れることや面接場所の確保等、保護司の負担を軽減し、その活動に対する支援の充実を図る。

保護司と保護観察官との協働態勢についても社会の変化に対応した強化を図る。

保護司活動について一層の理解が得られるよう、国内外に積極的に発信する。

(5) 地方公共団体の役割の提示と支援スキームの確立を含む取組の促進

地方公共団体における再犯防止施策をより一層推進するため、国と地方公共団体との役割分担の在り方を整理した上、地方公共団体が担うべき具体的な施策を提示し、民間も含めた総合的・継続的な支援スキームの確立を図るとともに、それらの実現のための財政的支援について検討する。

地方公共団体等が再犯防止の取組を進めるために必要な情報（施策・統計情報、対象者の個人情報等）の提供の在り方について検討する。

(6) 保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進等

保健医療・福祉サービスの円滑な利用を促進するため、地域生活定着支援センター等の相談機関や民間自助グループを含めた地域における多様な社会資源との連携・調整を強化するとともに、地方公共団体とも協働して相談機関の活動基盤を充実させ、出口支援に加えて、さらに入口支援の取組も推進する。

薬物依存や認知症等を抱える者を地域の医療で円滑に受け入れるため、適切なアセスメントと関係機関との情報共有、それに基づく精神医療等への切れ目のない移行など、地域での医療提供体制の拡充を図る。

麻薬取締部が実施する薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業を拡大する。

(7) 特性に応じた処遇の充実強化及び犯罪被害者支援を踏まえた取組の推進

矯正施設及び保護観察所において、社会や犯罪動向の変化、各種法改正等

も踏まえ、犯罪をした者等への適切なアセスメントとその内容の他機関への引継を行い、それぞれの特性に応じた処遇を充実強化するための取組を進める。

① 性犯罪者・薬物事犯者に対する処遇

矯正施設及び保護観察所における性犯罪者及び薬物事犯者に対する**処遇の充実強化**を図るとともに、対象者の犯罪につながる内面の問題性に対応するため地方公共団体や民間協力者が利用可能な支援ツールを開発・提供する。

性犯罪者等の**処遇の充実方策**について、GPS活用の在り方も含めて検討する。

② 高齢者・障害のある者等への支援

高齢者や障害を有する受刑者、保護観察対象者等について、**地域生活への円滑な移行**を見据えた処遇・支援の在り方を検討する。

③ 少年・若年者に対する指導

少年法改正等も踏まえ、**特定少年等に対する教育や処遇の充実方策**を検討する。

虐待等の被害体験や発達障害を有する者への処遇の在り方や、少年院出院者等に対する継続的な修学支援の在り方を検討し、支援の充実を図る。

④ 犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた指導

犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた処遇や、ストーカーやDVの被害者を含めた犯罪被害者の再被害防止に資する処遇の充実を図る。

⑤ その他の処遇方策

増加する犯罪（特殊詐欺、大麻事犯等）に対応した処遇方策の充実を図る。

女性の自立的な生活に向け、その特性を踏まえた処遇の充実や、女性の被害を防止するための教育等の充実を図る。

(8) 再犯防止分野におけるデジタル化・情報利活用の推進等

科学技術の進展を踏まえ、デジタル化やAI技術の活用による効果的な処遇の在り方や、刑事情報の連携等による**情報の高度利活用方策**について検討し、その推進を図る。

刑事手続終了後の就労継続状況、専門的プログラムの効果、薬物依存症者に対する医療による治療効果等の**把握・検証の方法**について、更に検討し、

充実させるとともに、検証結果に基づき、施策の対象とする者の視点や意見も踏まえて施策の見直しを行う。

(9) その他の分野横断的な課題

国・地方公共団体・民間を通じた再犯防止を担う専門人材の育成や人事交流の積極化を図る。さらに、更生した人が、これから更生しようとする人や、再犯防止に関わる人に、その経験を伝えるなど、当事者の視線を活用し、よいロールモデルを提供する機会を設ける。

入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士との連携の在り方の確立に向けて検討する。

P F S / S I Bの対象事業の拡大など、再犯防止分野における民間資金の一層の活用方策を検討し、推進する。